

健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表

万代健康保険組合（以下「当組合」という。）は、健康保険法に定められた「被保険者やその家族（以下「加入者」という。）の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことや、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」ことを目的として、加入者からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等を基に作成したデータベースに収録した個人情報など、様々な個人情報を利用して業務を行っています。

このように、当組合の事業は、加入者の皆様の強い信頼を必要とする事業であり、厚生労働省から示されたガイドラインにおいても、「個人情報の利用については、より詳細で限定的な目的とすることが望ましい」とされていることから、当組合において定めている個人情報の利用目的や利用方法を、次のとおり公表いたします。

- 1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。
 - ① 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という。）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納するとともに、健康保険業務全般に利用します。
 - ② 「被保険者資格取得届」提出の際には、氏名、生年月日、性別、住所等を届け出ていただき、処理を行います。
 - ③ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
 - ④ 「被保険者資格喪失届」の際には、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄します。
 - ⑤ マスターに登録しているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
 - ⑥ マスターを用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させ、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
 - ⑦ マスターの住所、氏名等の連絡先を用い、当組合の資格喪失後においても、必要に応じて届出等に記載された連絡先にご連絡することがあります。
 - ⑧ 医療機関や他の保険者（区市町村や年金事務所を含む。）から、資格喪失か否かなどの保険診療の照会があった場合は、相手先確認の上、マスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などを回答します。
 - ⑨ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合は、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、マスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
 - ⑩ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータをマスターに取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む。）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
 - ⑪ 健診受診申し込み者について、マスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住

所データを契約健診機関及び同機関提携健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。

- 2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。
 - ① 業務処理コンピューターにデータを入力して、申請内容をチェックし適正な給付決定処理を行います。
 - ② 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
 - ③ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者にマスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
 - ④ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合は、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
 - ⑤ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認するとともに、場合によっては主治医に治療状況等を確認または訪問調査し、給付の決定を行います。

- 3 社会保険診療報酬支払基金より請求されたレセプト情報に関して、その原本または画像をデータベース化して、当組合の業務処理コンピューターに収納するとともに、以下のように組合業務に利用します。
 - ① レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し再審査を依頼します。
 - ② 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
 - ③ 高額療養費の支給が予想される者に関し、公費負担や自治体医療費助成の有無等を医療機関に照会するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
 - ④ レセプトデータを医療費分析に活用し、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出にも利用します。
 - ⑤ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
 - ⑥ レセプトデータを基に、高額療養費の支給決定を行います。
 - ⑦ レセプトデータを参考にして、傷病手当金の支給決定を行います。
 - ⑧ レセプトデータを参考にして、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
 - ⑨ レセプトデータを参考にして、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
 - ⑩ 開示請求の際にもレセプトデータを出力して対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに定めた内容に則り、認められた者のみに開示します。
 - ⑪ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
 - ⑫ 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
 - ⑬ 健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトのコピーと、その内容の一部を記載した申請書を健保連の高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。

- ⑭ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。

4 健康診断については、健診受託業者に業務委託して実施します。

- ① 結果数値については受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ② 当組合は、事業主との共同事業として健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。
- ③ 健診結果データをマスターに保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします

5 役職員データおよび組合会議員名簿、その他健康保険組合の業務運営に必要な事項については、厳重に保管するとともに、以下のように組合業務に利用します。

- ① 役職員データおよび組合会議員名簿は、組合役職員の就任時等に用います。
- ② 採用に関する書類は、採用事務に活用します。
- ③ 役職員の報酬に関する書類は、源泉徴収等の処理に用います。
- ④ 人事考課等人事に関する書類は、人事異動などの際に用います。
- ⑤ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ⑥ 健康保険組合の業務運営に必要な事項については、それぞれ個別の業務に用います。

6 特定個人情報については、以下のとおり取り扱います。

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバーといい、個人番号に対応し当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む情報をいい、特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」に基づき、行政機関等の行政事務を処理する者間の情報連携（例：健保組合の扶養認定に際して市町村から課税・非課税情報の提供を受ける。）や、当組合で実施する健康保険事業以外には使用しないなど、番号法で定められた利用範囲で取り扱うものであり、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

なお、前述の1、2の届出に個人番号が付された場合は、特定個人情報となり番号法で定められた利用範囲外となるため、個人番号をマスキングや削除するなどの措置を講じて処理を行います。

- ① 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理完了後、当組合の文書管理規程に基づき、規定の保存年数まで倉庫に保存するとともに、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととし、紙以外の媒体による個人情報についても、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に基づき、適正に管理します。
- ② 規定の保存年数を経過した個人情報やデータ処理が終わり不要となった個人情報については、紙の書類は読みとれない大きさに裁断（大量個人データについては、委託業者に委託し、溶解処理を実施する。）して廃棄することとし、パソコンや磁気媒体についても、データ消去ソフトによりデータが読み取れないようにして、廃棄またはリース返却します。